

民法

次の【事実】を読み、下記の【設問1】から【設問3】までに答えなさい（配点は3：3：2）。なお、各設問の解答にあたっては、自動車損害賠償保障法第3条については考慮しないものとする。

【事実】

I 次の1から4までの事実があった。

1. 直進しようとしたAの自動車と右折しようとしたBの自動車が、信号の設置されている交差点において衝突するという事故が発生した（以下「本件事故」という。）。本件事故は、信号が黄色になっているにもかかわらず直進しようとして交差点に進入したAの自動車と、Aの自動車が近づいてくることに気がつかずに右折をしたBの自動車とが衝突したことにより、発生したものである。Aは、見通しの良い交差点であるにもかかわらず右折しようとする車がいることを認識していなかった。
2. 本件事故により、Aの自動車は、Aがハンドルの操作コントロールを失ったため、交差点付近の道路脇の歩行者用道路に乗り上げてしまった。その結果、Aの自動車は、ちょうど歩行者用道路を歩いていた歩行者Cに衝突した。
3. Cは、Aの自動車との衝突により、負傷をして近くの病院に救急車により運ばれ、治療を受けた。Cの治療費は、Cが完治するまでに200万円かかったとする。
4. Cは、AおよびBそれぞれに対し、治療費としてかかった費用200万円全額の支払いを請求している。なお、AとBとの本件事故に関する関与の割合は同等であるとする。

【設問1】（前記1から4までの事実に基づき、答えなさい。）

Cは、AおよびBそれぞれに対し、治療費としてかかった費用200万円の支払いを請求できるか否かについて、論じなさい。

II 前記1から4の事実に加え、次の5から8までの事実があった。

5. Aは、D社の従業員であり、D社の代表取締役Eの送迎の業務を担当していた。このAの運転する自動車はD社所有であり、一般的に役職者の送迎に使われるタイプの黒のセダンであってD社名の表記などの社用車であるとわかる表示はない。
6. Aは、D社から指示された勤務形態に従い、Aの自宅の駐車スペースに自動車を駐車し、Eの自宅から会社までの送迎、日中にEが会合出席などのため会社から外出するときの送迎、Eが夜の会食などをするときの送迎（自宅へと送り届けることを含む）などをしていった。Aの自宅からEの自宅、Eの自宅から会社までの送迎ルートは、安全上の観点から、あらかじめ会社の内規で複数のルートが決められていたとする。
7. 本件事故は、AがEを会社からEの自宅へと送り届けた後にAの自宅へ戻る途中で急

な体調不良のため薬が必要になり、自動車で薬局に立ち寄った後、自宅へ戻る途中で起こったものである。ただし、送迎ルート上に薬局がなかったため、衝突した交差点はあらかじめ決まった送迎ルートからは大幅に離れていたとする。

8. Cは、D社に対し、治療費 200 万円全額の支払いを請求した。

【設問 2】（前記 1 から 8 までの事実に基づき、答えなさい。）

仮に、Cが、AおよびBに対し、治療費 200 万円全額の支払いを請求できるとする。その場合、Cは、D社に対しても、治療費 200 万円全額の支払いを請求できるか否かを、論じなさい。

III 前記 1 から 8 の事実に加え、次の 9 から 11 までの事実があった。

9. Cの治療費 200 万円の支払いの請求を受けて、A、BおよびD社はCの請求に応じることとし、A、BおよびD社がCに対し 200 万円の支払義務を負うことが四者間で合意された。そして、前記事実 4. 記載の通り、AとBとの本件事故への関与の度合いが同等であることから、A、BおよびD社間において、200 万円のA B間の負担割合は 1 : 1 であることについての合意もなされた。

10. その後、D社は、Cに対し、治療費全額中の一部にあたる 100 万円を弁済した。

11. D社は、Bに対し、前記 9 記載の負担割合に従い、D社がCに対して弁済した 100 万円のうちBの負担部分に相当する 50 万円の請求をした。

【設問 3】（前記 1 から 11 までの事実に基づき、答えなさい。）

D社は、Bに対し、D社がCに対して弁済した 100 万円のうちの 50 万円の支払いを請求できるか否かについて、論じなさい。

(1 2 0 点)